3.2　3.1の規定により検査を行う検査員を指名し、又は団体を認定する主管庁は、自己の指名する検査員又は自己の認定する団体に対し少なくとも次のことを行う権限を与える。

.1　船舶の修理を要求すること。

.2　寄港国の当局からの要請に応じて検査を行うこと。

主管庁は、指名した検査員及び認定した団体に与える権限についてその責任の範囲及び条件を国際海事機関に通報するものとし、同機関は、条約の締約国の職員が了知するよう当該締約国に対しその通報を回章に付する。

3.3　指名された検査員又は認定された団体は、船舶若しくはその設備の状態が実質的に証書の記載事項どおりでないと認める場合又は船舶若しくはその設備の状態が航行に際して海洋環境に不当に害を与えると認める場合には、速やかに是正措置がとられることを確保するものとし、主管庁に通報する。是正措置がとられない場合には、証書を回収するものとし、速やかに主管庁に通報する。船舶が他の締約国の港にあるときは、寄港国の当局にも速やかに通報する。主管庁の職員、指名された検査員又は認定された団体が寄港国の当局に通報した場合には、寄港国の政府は、これらの職員、検査員又は団体に対し、この第六規則の規定に基づく義務の遂行に必要な援助を与える。寄港国の政府は、当該船舶が海洋環境に不当に害を与えることなく航行すること（利用可能な最寄りの適当な修理施設へ向かう目的で出港することを含む。）ができるようになるまで、当該船舶を航行させないための措置をとる。

3.4　主管庁は、あらゆる場合において、検査の完全性及び実効性を十分に保証するものとし、この義務の履行のため必要な措置を確保するものとする。

4.1　船舶及びその設備の状態は、船舶が海洋環境に不当に害を与えることなく航行することを確保するため、すべての点において条約に適合するように維持する。

4.2　1の規定に基づく船舶の検査の完了後は、主管庁の許可を受けない限り、検査の対象となる構造、設備、装置、取付け物、配置又は材料の変更を行ってはならない。ただし、これらの設備及び取付け物を直接交換する場合を除く。

4.3　船舶に事故が生じた場合又は船舶の保全性若しくはこの附属書の適用を受ける設備の実効性若しくは完全性に実質的な影響を及ぼす欠陥が発見された場合には、当該船舶の船長又は所有者は、できる限り速やかに、当該船舶への証書の発給について責任を有する主管庁、指名された検査員又は認定された団体に報告するものとし、報告を受けた者は、1の規定により要求されるような検査が必要であるかないかを決定するための調査を開始する。当該船舶が他の締約国の港にある場合には、当該船舶の船長又は所有者は、当該他の締約国の当局にも速やかに報告するものとし、指名された検査員又は認定された団体は、この報告が行われたことを確認する。

第七規則　証書の発給又は裏書

1　第六規則の規定に基づく最初の検査又は更新検査の後、旗国以外の締約国の管轄の下にある港又は沖合の係留施設への航海に従事する総トン数百五十トン以上の油タンカー及び油タンカー以外の船舶で総トン数四百トン以上のものに対し、証書を発給する。

2　証書は、主管庁又は主管庁から正当に権限を与えられた者若しくは団体が発給し、又は裏書をする。主管庁は、あらゆる場合において、証書について全責任を負う。

第八規則　旗国以外の締約国による証書の発給又は裏書

1　締約国の政府は、主管庁の要請があったときは、船舶に検査を受けさせることができるものとし、また、この附属書に適合していると認めるときは、当該船舶に対しこの附属書に基づいて証書を発給するか若しくは証書の発給を認め、又は適当な場合には、船舶の証書に裏書をするか若しくはその裏書を認める。

2　証書の写し及び検査の報告書の写しは、要請を行つた主管庁に対してできる限り速やかに送付する。

3　このようにして発給する証書には、その証書が主管庁の要請に基づいて発給される旨を記載する。その証書は、第七規則の規定に基づいて発給される証書と同一のものとみなされ、同一の効力を有する。

4　証書は、締約国でない国を旗国とする船舶に発給してはならない。

第九規則　証書の様式

証書は、付録Ⅱに定める様式により作成するものとし、少なくとも、英語、フランス語又はスペイン語で記載する。発給する国の公用語も使用される場合において、記載の不一致があるときは、当該公用語による記載が優先する。

第十規則　証書の有効期間及び効力

1　証書は、五年を超えない範囲内で主管庁が定める期間について、発給する。

2.1　更新検査が証書の有効期間の満了の日前三箇月以内に完了する場合には、1の規定にかかわらず、新証書は、当該検査の完了の日から、当該満了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。

2.2　更新検査が証書の有効期間の満了の日の後に完了する場合には、新証書は、当該検査の完了の日から、当該満了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。

2.3　更新検査が証書の有効期間の満了の日前三箇月の日前に完了する場合には、新証書は、当該検査の完了の日から、当該検査の完了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。

3　証書が五年未満の期間について発給される場合には、主管庁は、証書の有効期間を当初の満了の日を超えて1に定める最長の期間まで延長することができる。ただし、第六規則1.3及び1.4に定める検査であつて証書が五年の期間について発給される場合に適用されるものが適宜行われることを条件とする。

4　更新検査が完了した場合において、証書の有効期間の満了の日前に新証書を発給すること又は船舶に備えることができないときは、主管庁により権限を与えられた者又は団体は、証書に裏書をすることができるものとし、その証書は、当該満了の日から更に五箇月を超えない期間について効力を有するものとする。

5　証書の有効期間の満了の時に船舶が検査が行われる予定の港にない場合には、主管庁は、証書の有効期間を延長することができる。ただし、その延長は、船舶がその検査が行われる予定の港への航海を完了することができるようにすることのみを目的とする場合において、適当かつ合理的と認められるときに限り、許可される。証書の有効期間の延長は、三箇月を超えて行つてはならない。有効期間の延長を許可された証書を備える船舶は、その検査が行われる予定の港に到着したときは、新証書の発給を受けない限り、当該延長によつては、その港を離れることができない。更新検査が完了したときは、新証書は、延長を許可される前の証書の有効期間の満了の日から五年を超えない日まで効力を有する。

6　短航海に従事する船舶に発給された証書であつて、3から5までの規定による有効期間の延長がされていないものについては、主管庁は、記載された有効期間の満了の日から一箇月以内の猶予期間を認めることができる。更新検査が完了したときは、新証書は、延長を許可される前の証書の有効期間の満了の日から五年を超えない日まで効力を有する。

7　主管庁が定める特別な状況においては、2.2、5又は6に規定する証書の有効期間の満了の日から起算することによつて新証書の有効期間を定めることを要しない。この特別な状況において、新証書は、更新検査の完了の日から五年を超えない日まで効力を有する。